

来年から『子ども・子育て支援新制度』が始まります

国では子ども・子育てを取り巻く様々な課題に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする関連3法を公布しました。

これらの法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量や質の向上を進めていく『子ども・子育て支援制度』が、早ければ平成27年4月に本格スタートします。



※お問い合わせ先
健康福祉課子育て支援グループ（なかやま保育園内） ☎662-2210

新制度の主なポイント



- 1 市町村が教育・保育施設（幼稚園や保育所など）を利用するお子さんについて、年齢や保護者の就労状況等により保育の必要性を1号～3号の区分に認定。
- 2 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った「認定こども園」の普及。
- 3 待機児童の多い3歳未満児の保育に対応するため、少人数のお子さんを保育する家庭的保育や小規模保育などの「地域型保育」の仕組みを新設。
- 4 子育てに関する多様なニーズに対応できるように、地域の子育て支援を充実。

中山町子ども・子育て支援事業計画の策定



新制度では市町村が実施主体として、地域の実情を反映した子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度の5箇年計画）を策定することとされています。

町では平成25年度に実施したニーズ調査を基に計画を策定中で、今後計画に基づき施設の整備や各種支援施策を計画的に実施していくことにしています。

中山町子ども・子育て会議の開催



平成25年12月、中山町子ども・子育て支援事業計画の審議等を目的として、中山町子ども・子育て会議を設置しました。

会議には子育て中の保護者、子育て支援に携わっている事業者、学識経験者などが委員として参加しています。

なぜ、市町村が保育の必要性を認定するの？



新制度では小学校就学前のお子さんが幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育や家庭的保育など）を利用する際に、施設を利用するお子さん一人ひとりに対し、子ども・子育て支援法に基づいた「1号認定」「2号認定」「3号認定」の区分を市町村が行うことで、利用できる施設の種類の決定されることとなります。

これは、保育の必要なお子さんがきちんと施設に入所できるようにするための仕組みで、必要に応じて市町村が利用可能な保育所等のあっせんを行い、スムーズな入所をサポートすることにもなります。



●2号認定 （満3歳以上・保育認定）



お子さんが満3歳以上で、保育の必要がない（幼児教育を希望）場合に該当。
利用先：幼稚園、認定こども園（現在、中山町内にはありません）
※国では、教育標準時間は4時間程度を想定しています。

●3号認定 （満3歳未満・保育認定）



お子さんが満3歳未満で、保育の必要があり、保育所等での保育を希望する場合に該当。保護者の就労状況（※2）によって「短時間認定」と「標準時間認定」に分けられます。
利用先：保育所、認定こども園（現在、中山町内にはありません）
※国では、保育短時間は最長8時間、保育標準時間は最長11時間を想定しています。
※2 保護者の就労状況の目安
○保育短時間・・・週10時間程度以上
○保育標準時間・・・週30時間程度以上

今後の日程



認定申請について

就学前のお子さんで、保育または新制度による幼児教育を希望されるおさんは、町からの認定（1号、2号、3号）を受ける必要があります。（現在ながさぎ幼稚園に在園しているお子さんの認定の必要性については、園を通してお知らせします。その他、町外の幼稚園等に入っているお子さんについてはお問い合わせください。）

認定申請及び入所申請の受付は、10月中を予定しており、詳細については10月1日発行の「お知らせ版」でお知らせします。

